

検査手順	実施事項																		
↓	<p>消防法罰則規定一覧（防火対象物）</p> <p>※網掛けは、直罰規定（規定違反に対する直接の罰則規定）</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="612 465 762 533">法条文</th> <th data-bbox="762 465 1278 533">処罰される者</th> <th data-bbox="1278 465 1474 533">罰則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="612 533 762 696">第 39 条の 2 の 2</td> <td data-bbox="762 533 1278 696">防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）【第 5 条の 2 第 1 項】に違反した者 ※ 1</td> <td data-bbox="1278 533 1474 696">3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 696 762 860">第 39 条の 3 の 2</td> <td data-bbox="762 696 1278 860">防火対象物に対する措置命令（改修・移転・除去等）【第 5 条第 1 項】に違反した者 ※ 1</td> <td data-bbox="1278 696 1474 860">2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 860 762 1384">第 41 条</td> <td data-bbox="762 860 1278 1384"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物に対する措置命令【第 5 条の 3 第 1 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・防火管理業務適正執行命令【第 8 条第 4 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令【第 17 条の 4 第 1 項又は第 2 項】に違反した者 ※ 2</li> <li>・防災管理業務適正執行命令【第 36 条第 1 項において準用する第 8 条第 4 項】に違反した者</li> </ul> </td> <td data-bbox="1278 860 1474 1384">1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 1384 762 1653">第 42 条</td> <td data-bbox="762 1384 1278 1653"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火管理者選任命令【第 8 条第 3 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・防災管理者選任命令【第 36 条第 1 項において準用する第 8 条第 3 項】に違反した者 ※ 3</li> </ul> </td> <td data-bbox="1278 1384 1474 1653">6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 1653 762 2069">第 44 条</td> <td data-bbox="762 1653 1278 2069"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の火災予防措置命令【第 3 条第 1 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・立入検査を拒否等した者【第 4 条】</li> <li>・資料提出命令、報告徴収命令【第 4 条】に違反した者</li> <li>・防火対象物点検の表示に係る虚偽表示をした者【第 8 条の 2 の 2 第 3 項】 ※ 3</li> </ul> </td> <td data-bbox="1278 1653 1474 2069">30 万円以下の罰金又は拘留</td> </tr> </tbody> </table>	法条文	処罰される者	罰則	第 39 条の 2 の 2	防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）【第 5 条の 2 第 1 項】に違反した者 ※ 1	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金	第 39 条の 3 の 2	防火対象物に対する措置命令（改修・移転・除去等）【第 5 条第 1 項】に違反した者 ※ 1	2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金	第 41 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物に対する措置命令【第 5 条の 3 第 1 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・防火管理業務適正執行命令【第 8 条第 4 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令【第 17 条の 4 第 1 項又は第 2 項】に違反した者 ※ 2</li> <li>・防災管理業務適正執行命令【第 36 条第 1 項において準用する第 8 条第 4 項】に違反した者</li> </ul>	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	第 42 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火管理者選任命令【第 8 条第 3 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・防災管理者選任命令【第 36 条第 1 項において準用する第 8 条第 3 項】に違反した者 ※ 3</li> </ul>	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	第 44 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の火災予防措置命令【第 3 条第 1 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・立入検査を拒否等した者【第 4 条】</li> <li>・資料提出命令、報告徴収命令【第 4 条】に違反した者</li> <li>・防火対象物点検の表示に係る虚偽表示をした者【第 8 条の 2 の 2 第 3 項】 ※ 3</li> </ul>	30 万円以下の罰金又は拘留
	法条文	処罰される者	罰則																
	第 39 条の 2 の 2	防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）【第 5 条の 2 第 1 項】に違反した者 ※ 1	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金																
	第 39 条の 3 の 2	防火対象物に対する措置命令（改修・移転・除去等）【第 5 条第 1 項】に違反した者 ※ 1	2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金																
	第 41 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物に対する措置命令【第 5 条の 3 第 1 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・防火管理業務適正執行命令【第 8 条第 4 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令【第 17 条の 4 第 1 項又は第 2 項】に違反した者 ※ 2</li> <li>・防災管理業務適正執行命令【第 36 条第 1 項において準用する第 8 条第 4 項】に違反した者</li> </ul>	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金																
第 42 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火管理者選任命令【第 8 条第 3 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・防災管理者選任命令【第 36 条第 1 項において準用する第 8 条第 3 項】に違反した者 ※ 3</li> </ul>	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金																	
第 44 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の火災予防措置命令【第 3 条第 1 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・立入検査を拒否等した者【第 4 条】</li> <li>・資料提出命令、報告徴収命令【第 4 条】に違反した者</li> <li>・防火対象物点検の表示に係る虚偽表示をした者【第 8 条の 2 の 2 第 3 項】 ※ 3</li> </ul>	30 万円以下の罰金又は拘留																	

検査手順	実施事項	
	第 44 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災管理点検の表示に係る虚偽表示をした者【第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 3 項】※ 3</li> <li>・ 防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示をした者【第 36 条第 5 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 3 項】※ 3</li> <li>・ 防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者【第 8 条の 2 の 3 第 8 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 3 項】※ 3</li> <li>・ 防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者【第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 3 第 8 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 3 項】※ 3</li> <li>・ 防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者【第 36 条第 5 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 3 項】※ 3</li> <li>・ 防災対象物品の表示違反【第 8 条の 3 第 3 項】※ 3</li> <li>・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査受忍義務に違反した者【第 17 条の 3 の 2】</li> <li>・ 防火管理者選解任届出義務に違反した者【第 8 条第 2 項】</li> <li>・ 防災管理者選解任届出義務に違反した者【第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 2 項】</li> <li>・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱届出義務に違反した者【第 9 条の 3 第 1 項（第 2 項において準用）】</li> <li>・ 消防設備士の工事整備対象設備等の着工届出義務に違反した者【第 17 条の 14】</li> </ul>

30 万円以下の罰金又は拘留

検査手順	実施事項	
↓	第 44 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火対象物点検報告義務に違反した者【第 8 条の 2 の 2 第 1 項】 ※ 3</li> <li>・ 防災管理点検報告義務に違反した者【法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 1 項】 ※ 3</li> <li>・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等設置届出義務に違反した者【第 17 条の 3 の 2】 ※ 3</li> <li>・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告義務に違反した者【第 17 条の 3 の 3】 ※ 3</li> <li>・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持命令【第 17 条の 4 第 1 項又は第 2 項】に違反した者 ※ 3</li> <li>・ 防火対象物点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令【第 8 条の 2 の 2 第 4 項】に違反した者</li> <li>・ 防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令【第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項】に違反した者</li> <li>・ 防火対象物点検の表示及び防管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令【第 36 条第 5 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項】に違反した者</li> <li>・ 防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令【第 8 条の 2 の 3 第 8 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項】に違反した者</li> <li>・ 防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令【第 36 条第 1 項において準用する において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項】に違反した者</li> <li>・ 防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表</li> </ul>

30 万円以下の罰金又は拘留

検査手順		実施事項	
	第 44 条	示除去・消印命令【第 36 条第 5 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項】に違反した者	
	第 45 条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 45 条各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。	1 号 1 億円以下の罰金刑…※1 2 号 3 千万円以下の罰金刑…※2 3 号 各本条の罰金刑…※3
	第 46 条の 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物の管理について、権原を有する者に変更があった場合の第 8 条の 2 の 3 第 5 項による届出を怠った、当該変更前の権原を有する者</li> <li>・防災管理点検の特例認定を受けた防災管理対象物の管理について、権原を有する者に変更があった場合の第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 3 第 5 項による届出を怠った、当該変更前の権原を有する者</li> <li>・総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画について軽微な変更をした場合の第 17 条の 2 の 3 による届出を怠った、当該認定を受けた者</li> </ul>	5 万円以下の過料